

国土交通大臣認定等の仕様と異なる仕様の具体的な内容

○具体的な内容は以下のとおり(いずれも準耐火建築物にかかる仕様の不適合施工)

・間仕切壁の準耐火構造大臣認定関係…**図1参照**

(認定番号QF045BP-9071※、(社)石膏ボード工業会)※平成14年5月16日以前は、準耐火(通)W1001

	大臣認定仕様	不適合施工
①	・石膏ボードを長さ40mm以上のスクリーねじで留める。	・石膏ボードを長さ28mmのスクリーねじで留めていた。
②	・下地組で胴縁を施工。	・下地組で胴縁を未施工。
③	・石膏ボード周辺部は、スクリーねじで留めること。	・石膏ボードが上端部まで施工されておらず、スクリーねじで留めていなかった。
④	・石膏ボードは「目すきのないように張る」。	・石膏ボードの隙間を空けて施工。

・同認定以外にも、類似の仕様である準耐火構造の外壁(認定番号QF045BE-9227※、(社)石膏ボード工業会)が使用されている可能性がある。※平成14年5月16日以前は、準耐火(通)Wb1001

・床の準耐火構造告示関係(平成12年建設省告示第1358号)…**図2参照**

告示仕様	不適合施工
・床の直下の天井と壁の取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。	・床の直下の天井と壁の取合い等の部分の裏面に当て木が未施工。

・軒裏の準耐火構造大臣認定(認定番号QF045RS-0059、日本化学産業(株))…**図3参照**

大臣認定仕様	不適合施工
・換気隙間を10~15mm設ける。	・(換気スリット本体に軒天板が十分差し込まれず)換気隙間が大きい。

図1. 間仕切壁 (イメージ)

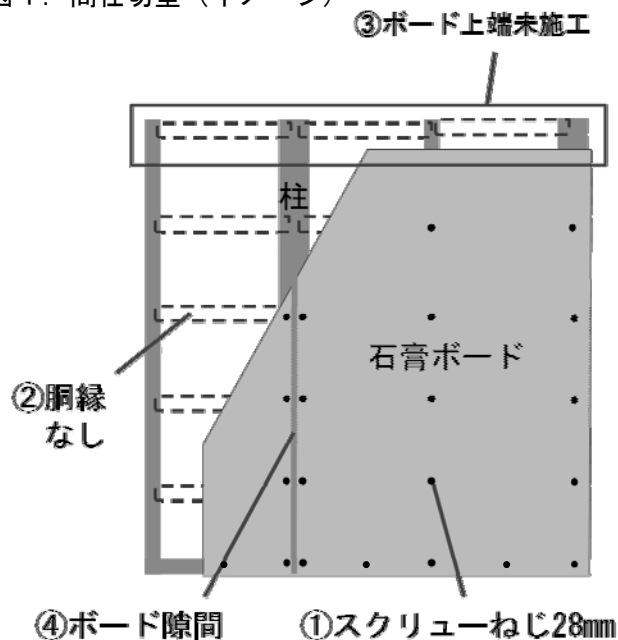


図2. 床の直下の天井と壁 (イメージ)

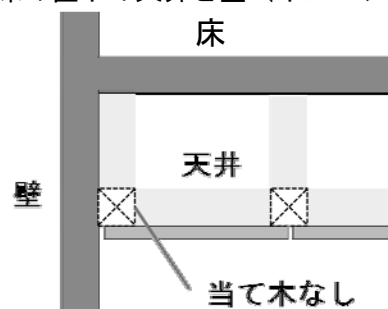
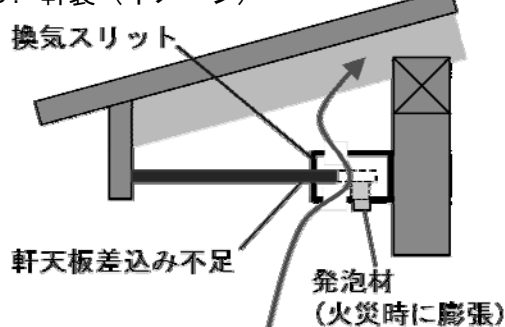


図3. 軒裏 (イメージ)



火災時に換気通路を塞ぐことができない